国立大学法人東京医科歯科大学
特定有期雇用職員の就業に関する規則

平成２０年１０月２８日
規　則　第　５　０　号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成１６年規程第２号。以下「職員就業規則」という。）第３条の規定に基づき、期間を定めて雇用する特定の職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項について定めるものとする。ただし、外部資金及び特別教育研究経費（当該経費による事業推進にかかる大学裁量経費を含む。以下「外部資金等」という。）による事業を遂行するため、当該外部資金等により雇用される特定有期雇用職員（以下「外部資金教員等」という。）については、当該事業の実施について別に定める要領等において、この規則に定める基準に達しない労働条件を定めている場合には、この適用を妨げるものではない。

２労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条により、期間の定めのない労働契約に転換したものについても、この規則を適用するものとする。

（特定有期雇用職員の定義等）

第２条　この規則を適用し雇用することができる特定有期雇用職員は、常勤の職員とし、次の表に掲げる職名とする。

種類	職名
特定フルタイム有期雇用職員	(1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。） (2) 寄附講座（寄附研究部門）教授、寄附講座（寄附研究部門）准教授、寄附講座（寄附研究部門）講師及び寄附講座（寄附研究部門）助教（以下「寄附講座等の教員」という。） (3) プロジェクト教授、プロジェクト准教授、プロジェクト講師及びプロジェクト助教（以下「プロジェクト教員」という。） (4) 特任研究員 (5) 削除 (6) 研究支援者又は教育支援者 (7) シニア URA、リーダーURA、URA、URA トレーニー（以下「URA 職員という」） (8) 病院に勤務する医療職員 (9) ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）教授、ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）准教授、ジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）講師及びジョイントリサーチ講座（ジョイントリサーチ部門）助教（以下「ジョイントリサーチ講座等の教員」という。） (10) プロジェクト研究員

	(11) 特定業務職員 (12) 高等院特別栄誉教授又は高等院特別教授 (13) 削除 (14) その他別に定める者
特定短時間有期雇用職員	(1) 特任教員 (2) 寄附講座等の教員 (3) 特任研究員 (4) 削除 (5) URA 職員 (6) ジョイントリサーチ講座等の教員 (7) 高等院特別栄誉教授又は高等院特別教授 (8) 削除 (9) その他別に定める者

２　特任教員とは、特定のプロジェクトや個別の労働契約に定める業務内容により、教育、研究又は診療に従事するものをいう。
３　寄附講座等の教員とは、国立大学法人東京医科歯科大学寄附講座及び寄附研究部門規則（平成１６年規則第１１７号）に定めるものをいう。
４　プロジェクト教員とは、科学研究費補助金その他大学が指定する経費により雇用され、当該経費による事業遂行のための業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、他の競争的資金に応募する予定があるものをいう。
５　特任研究員とは、個別の労働契約に定める研究業務に従事するものをいう。
６　削 除
７　研究支援者又は教育支援者とは、教育や研究に係る技術支援に関する専門的な職務に従事するものをいう。
８　病院に勤務する医療職員及び特定業務職員とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員の採用等に関する規則（平成１６年規則第３０号）第２条に定めるものをいう。
９　ＵＲＡ職員とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員の採用等に関する規則（平成１６年規則第３０号）第２条に定めるものをいう。
１０　プロジェクト研究員とは、科学研究費補助金その他大学が指定する経費により雇用され、当該経費による研究業務（以下「雇用元の研究業務」という。）以外に、他の競争的資金に応募する予定があるものをいう。
１１　外部資金等により雇用される特定有期雇用職員は、原則として、当該事業目的以外の業務には従事しない。ただし、その運営財源によっては、他の業務に従事させることができる。
１２　高等院特別栄誉教授又は高等院特別教授とは、国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院規則（平成３０年規則第４９号）第７条又は第８条に定めるものをいう。
１３　削除

（他の規則の準用）
第３条　前条第１項に掲げるものの就業に関する事項については、第２章以下の規定及び別に定めるもののほかは、職員就業規則の規定を準用する。
２　特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の就業に関する事項については、前項に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則（平成１６年規則第５７号。以下「教員任免規則」という。）の規定を準用する。
３　特定業務職員、特任研究員、研究支援者、教育支援者、URA 職員の就業に関する事項については、第１項に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則の運用（平成１６年制定）第４条・第５条関係、第７条関係にて、一般職員本給表の適用を受ける職員の規定を準用する。

（遵守義務）
第４条　大学及び特定有期雇用職員は、それぞれの立場で職員就業規則及びこの規則を誠実に遵守し、業務に当たらなければならない。

第２章　任用

（採用）
第５条　特定有期雇用職員の採用は、選考によるものとする。
２　特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の選考は、教員任免規則第３条から第３条の３までの規定を準用する。
３　特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員の選考基準は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成１６年規則第５９号）の規定を準用する。
４　第２項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、教授会等の意見聴取を経ず、特任教員を採用することができるものとする。選考において、学長は、必要に応じて役員会に意見を求めることができる。
５　前項の規定により選考する特任教員（以下「学長選考特任教員」という。）の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
⑴　学長選考特任教員は、労働契約上、特定の部局等に所属せずに、大学の特任教員として雇用する。
⑵　学長選考特任教員は、学長が命じた特定の事項を主たる職務として行う。
⑶　当該学長選考特任教員にかかる管理及び監督については、学長が指名した者が行う。

（任用期間及び更新）
第６条　特定有期雇用職員の任用期間及び更新については、次の各号に定めるところによる。
⑴　任用期間は１２か月の範囲内で終期を付すものとする。ただし、次の場合については、当該日を終期とする。
ア終期が採用日の属する事業年度（４月１日から３月３１日までをいう。以下同じ。）を超えることとなる場合においては、当該事業年度の末日
イ本学特定有期雇用職員としての在職期間が５年を超えることとなる場合においては、当該超えることとなる日の前日
ウ任期の定めのある本学職員としての引き続く在職期間が５年を越えることとなる場合においては、当該超えることとなる日の前日
⑵　労使双方が合意した場合に限り、任用更新することはできるものとし、任用更新する場合の任期については前号と同様とする。
⑶　労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条第２項に定める空白期間を有する者については、空白期間前の本学在職期間は第１号イ及びウの在職期間に算入しない。
⑷　特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員のうち、勤務成績が優秀であると認められる者については、第１号イ及びウにかかわらず、当該事業が継続している期間を限度として、任用更新することができるものとする。
⑸　特定有期雇用職員（第６条の２の規定により期間の定めのない労働契約へ転換した者を除く。）の労働契約の締結又は更新は、当該職員の年齢が満６５歳に達した日以後に到来する初の３月３１日を超えて行うことはない。ただし、学長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
⑹　特定有期雇用職員として採用され、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成２６年法律第６３号）第１５条の２第１項各号に該当する者のうち、本学に在学している間に本学との間で任期の定めのある労働契約を締結していた者の第１号ウの適用については、当該在学期間は、同号に定める在職期間に 算入しない。
⑺　前号までにかかわらず、特定有期雇用職員のうち特任研究員、研究支援者、ＵＲＡ職員及びプロジェクト研究員の職名で雇用される者の本条第１項第１号イ及びウの適用については、「５年」とあるものを「１０年」と読み替え適用するものとする。

⑻　第一号および第二号の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、任用期間について、採用日から５年を超えない範囲内で終期を付すことができる。この場合において、労使双方が合意した場合に限り、任用更新することができるものとし、任用更新する場合の任期は５　年を超えない範囲内で終期を付すことができる。

２　学長は、引き続き１月を超えて雇用された特定有期雇用職員の雇用予定期間が満了し、職員就業規則第１７条第３号に該当した場合において契約の更新をしないとき、少なくとも３０日前に本人に予告するか、又は平均給与（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１２条に規定する平均賃金をいう。）の３０日分の解雇予告手当を支給する。ただし、所轄の労働基準監督署長の認定をうけたときはこの限りではない。

（期間の定めのない労働契約への転換）

第６条の２　労働契約法第１８条に規定する通算契約期間が５年を超える者が、現に締結している労働契約（以下「現有期労働契約」という。）の期間の満了する日の原則６０日前までに、学長に対し、無期労働契約転換申込書により期間の定めのない労働契約への転換の申込み（以下「無期転換の申込み」という。）を行ったときは、現有期労働契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

２　前項により、期間の定めのない労働契約へ転換した者の労働条件は、現有期労働契約（契約期間を除く。）と同一とする。ただし、労働契約の更新の際に見直していた給与、所定労働日及び所定労働時間等の労働条件については、期間の定めのない労働倹約へ転換した後も見直すことができる。

３　学長は、無期転換の申込みをした者に対し、無期労働契約転換申込受理書を交付するものとする。

４　無期転換の申込みをした者が、当該申込みを取下げようとするときは、現有期労働契約の期間の満了する日の原則３０日前までに、学長に対し、無期労働契約転換申込取下げ書を提出するものとする。

５　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成２０年６月１１日法律第６３号）第１５条の２に該当する者の第１項の規定の適用については、同項中「５年」とあるのは「１０年」とする。

（定年）

第６条の３　労働契約法第１８条により、期間の定めのない労働契約に転換した者の定年は、満６５歳とし、定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における初の３月３１日とする。

２　前項の規定にかかわらず、満６５歳を超えて期間の定めのない労働契約に転換した者の 定年退職日は、当該期間の定めのない労働契約となった日以後における初の３月３１日とする。

３　前項までに関わらず、特定有期雇用職員のうち特任研究員、研究支援者、URA　職員及びプロジェクト研究員の職名で雇用される者の本条第１項第１号イ及びウの適用については、「５年」とあるものを「１０年」と読み替え適用するものとする。

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の継続雇用）

第６条の４　第６条の２の規定により期間の定めのない雇用となった者について、その者が前条の規定による定年退職日の７ヵ月前までに継続雇用を申し出たときは、職員就業規則第１７条（第２号を除く。）、第２２条及び第２３条第１項に定める事由に該当しない場合に限り、次項以下に定める条件で、１年を超えない範囲内で期間を定め、採用する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の一部を改正する法律附則第３項に基づきなお効力を有するとされる改正前の高年齢者雇用安定法第９条第２項に基づく労使協定により、継続雇用しなければならないとされた者以外の者については採用しないことができる。

２　前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、１年を超えない範囲内で更新することができる。前項ただし書は、この項の規定にこれを準用する。
３　前各項の規定による任期の末日は、その者が満６５歳に達する日以後における初の３月３１日以前とする。
４　前各項の規定により継続雇用された場合における給与、所定労働日及び所定労働時間等の労働条件は個別に定める。

第３章　給与

（給与）
第７条　特定有期雇用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

（年俸の決定）
第８条　特定フルタイム有期雇用職員の年俸は、別表第１に定める特定有期雇用職員本給表に定める号給により決定する。ただし、学長が特に認める場合は、当該本給表に定める号給を超える給与を支給することができるものとする。
２　特定短時間有期雇用職員の年俸は、前項に規定する号給の額を基礎として、その者の１週間当たりの労働時間数に応じて定める額により決定する。
３　任用期間が１年に満たない場合における年俸は、号給により決定される年俸を基準とし、当該任用期間に応じて決定する。
４　第１項及び第２項の規定に基づく年俸の決定については、その者の業績、経歴及び前職の年収額等を勘案し、学長が決定する。
５　その他年俸の決定に関し必要な事項は別に定める。

（諸手当）
第９条　特定有期雇用職員には、次に掲げる手当を支給できるものとする。
(1) 通勤手当
(2) 休日給
(3) 夜勤手当
(4) 宿日直手当、診療・夜間看護等手当及び入学試験手当
(5) 海外拠点等特別業務手当
(6) 時間外労働手当（裁量労働制適用教員を除く。）
(7) 死体処理手当
(8) 放射線取扱手当
(9) 研究特別手当
(10) 職務付加手当
(11) 時間外麻酔手当
(12) セカンドオピニオン手当
(13) 健診業務協力手当
(14) 分娩手当
(15) 嘱託医手当
(16) 危険調整手当
(17) 看護師等特別手当
(18) 専門看護師等手当
(19) 準夜勤等麻酔手当
(20) 面接指導医手当
２　前項の手当は、特定フルタイム有期雇用職員は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成１６年規則第３６号。以下「職員給与規則」という。）の規定を準用し、特定短時間有期雇用職員については、国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則（平成１６年制定。以下「非常勤給与細則」という。）の規定を準用する。

（給与の支払等）

第１０条　給与は、第８条第１項及び第２項の規定により定める年俸の１２分の１の額（別表第１に定める「年俸月額」）を毎月支給する。
２　特定有期雇用職員が、任期の途中で退職したときは、退職の日の翌月以降の年俸月額は支給しない。
３　前２項に規定するもののほか、給与の支払等に関しては、次に掲げる規則等の例による。
ア　特定フルタイム有期雇用職員　職員給与規則
イ　特定短時間有期雇用職員　非常勤給与細則
４　プロジェクト教員及びプロジェクト研究員については、エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合をいう。）に基づき、雇用元の業務に対しては第２条第４項又は第１０項に定める経費を、雇用元の業務以外の業務に対して運営費交付金又は寄附金により給与を支給することができるものとする。

第４章　その他

（退職手当の不支給）
第１１条　特定有期雇用職員には、退職手当を支給しない。

（特定フルタイム有期雇用職員の休暇）
第１２条　特定フルタイム有期雇用職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成１６年規則第４３号。以下、「労働時間等規則」という。）を準用する。ただし、労働時間等規則第２０条第１項１号に定める一般病気休暇の適用については、採用の日から起算して６か月の期間を経過する日までの期間については、適用しない。

（特定フルタイム有期雇用職員の休職）
第１３条　特定フルタイム有期雇用職員の休職については、職員就業規則第１４条の規定を準用する。ただし、採用の日から起算して６か月の期間を経過する日までの期間については、休職をすることができない。

（特定短時間有期雇用職員の労働時間等）
第１４条　特定短時間有期雇用職員の労働時間、休日等については、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成１６年規則第５２号）第５条から第１０条及び第１１条の２までの規定を準用する。
２　特定短時間有期雇用職員のうち、業務の性質上必要があると認められる職員については、みなし労働時間によることがある。
３　前項のみなし労働時間に必要な事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３８条の３に定める労使協定の締結又は同法第３８条の４に定める労使委員会の決議によるものとする。
４　特定短時間有期雇用職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員の就業に関する規則（平成１６年規則第５３号）第１５条第２項から第８項及び第１５条の２の規定を準用する。ただし、労働時間等規則第２０条第１項１号に定める一般病気休暇の適用については、採用の日から起算して６か月の期間を経過する日までの期間については、適用しない。

（その他）
第１５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
（施行日）
１　この規則は、平成２０年１１月１日から施行する。
（経過措置）

２　この規則の施行日の前日から引き続いて本学日々雇用職員として第２条各号に定める職に在職している者は、この規則の規定にかかわらず、本学日々雇用職員として在職することができる。
３　この規則の施行日における年俸額の決定については、第８条第３項にかかわらず、その者の業績、経歴及び前職の年収額等を勘案し、学長が定めるものとする。

附　則（平成２２年６月１６日規則第４７号）

この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年１１月２８日規則第１０３号）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の前日までに日々雇用職員としての在職期間があり、かつ、施行日において日々雇用職員から引き続き特定有期雇用職員となった者にかかる改正後の第６条第１項 第１号イの適用については、日々雇用職員としての引き続く在職期間を本学特定有期雇用職員としての在職期間とみなして同号を適用するものとする。

附　則（平成２６年４月３０日規則第３５号）

１　この規則は、平成２６年５月１日から施行する。ただし、第２条第１項表中職名欄の第３号、同条第４項及び第１０条第４項の改正規定は、平成２６年６月１日から施行する。
２　平成２６年５月１日から平成２６年５月３１日までの間、第３条第２項、第５条第２項及び第３項並びに第６条第１項第３号中「特任教員、寄附講座等の教員及びプロジェクト教員」とあるのは「特任教員及び寄附講座等の教員」と読み替えるものとする。

附　則（平成２６年７月８日規則第５４号）

１　この規則は、平成２６年７月８日から施行し、平成２６年７月１日から適用する。ただし、改正後の第９条第１項第６号については、平成２６年６月１日から適用する。
２　平成２５年３月３１日以前から任期の定めのある職員として引き続き在職している者については、改正後の第６条第１項第１号ウは適用しない。

附　　則（平成２６年７月８日規則第５９号）

この規則は、平成２６年７月８日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　　則（平成２７年３月３０日規則第５５号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日規則第１０３号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２１日規則第１３０号）

この規則は、平成２７年５月２１日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則（平成２７年６月２９日規則第１４８号）

この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年８月５日規則第１１４号）

この規則は、平成２８年８月５日から施行し、平成２８年８月１日から適用する。附 則（平成２８年１１月７日規則第１５７号）

この規則は平成２８年１１月７日から施行し、平成２８年１１月１日から適用する。附 則（平成２９年３月３０日規則第４４号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年９月６日規則第１１５号）

この規則は、平成２９年９月６日から施行し、平成２９年９月１日から適用する。附 則（平成３０年３月１日規則第１１号）

この規則は、平成３０年３月１日から施行する。附 則（平成３０年４月４日規則第２４号）

１ この規則は、平成３０年４月４日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
２ この規則の施行日の前日までに採用された者については、改正後の第１２条及び１３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３ 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医学系等メディカルフェロー実施要領（平成１５年１１月１日制定）は廃止する。

附 則（平成３０年９月６日規則第７９号）
この規則は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。
附 則（平成３０年１１月１３日規則第１１０号）
この規則は、平成３０年１１月１３日から施行し、平成３０年１１月１日から適用する。附 則（平成３０年１２月６日規則第１１６号）
この規則は、平成３０年１２月６日から施行し、平成３０年１２月１日から適用する。
附 則（平成３１年４月５日規則第７３号）
この規則は、平成３１年４月５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
附 則（令和２年３月１１日規則第１８号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附 則（令和２年５月２８日規則第７４号）
この規則は、令和２年５月２８日から施行する。
附 則（令和２年９月３０日規則第９９号）
この規則は、令和２年１０月１日から施行する。
附 則（令和３年３月２６日規則第３４号）
この規則は、令和３年４月１日から施行する。
附 則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
附 則（令和４年３月１日規則第３１号）
この規則は、令和４年３月１日施行し、令和４年２月１日から適用する。
附 則（令和４年９月２日規則第１１９号）
この規則は、令和４年１０月１日から施行する。
附 則（令和４年１０月１３日規則第１４２号）
この規則は、令和４年１０月１３日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。
附 則（令和４年１０月１７日規則第１４５号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。
附 則（令和４年１０月２８日規則第１５１号）
この規則は、令和５年１月１日から施行する。
附 則（令和５年２月２日規則第１８号）
１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における研究支援者、教育支援者、病院に勤務する医療職員及び特定業務職員にかかる第６条第１項、第６条の３第１項及び第６条の３第２項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満６５歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	満６１歳
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	満６２歳
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	満６３歳
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	満６４歳

附 則（令和５年３月３１日規則第５４号）
この規則は、令和５年３月３１日から施行し、令和５年３月１日から適用する。
附 則（令和５年３月３１日規則第５８号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和５年５月２６日規則第１５９号）
この規則は、令和５年６月１日から施行する。
附 則（令和６年２月１３日規則第１２号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１　特定有期雇用職員本給表

号給	年俸	年俸月額
1	2,400,000	200,000
2	2,520,000	210,000
3	2,640,000	220,000
4	2,760,000	230,000
5	2,880,000	240,000
6	3,000,000	250,000
7	3,120,000	260,000
8	3,240,000	270,000
9	3,360,000	280,000
10	3,480,000	290,000
11	3,600,000	300,000
12	3,720,000	310,000
13	3,840,000	320,000
14	3,960,000	330,000
15	4,080,000	340,000
16	4,200,000	350,000
17	4,320,000	360,000
18	4,440,000	370,000
19	4,560,000	380,000
20	4,680,000	390,000
21	4,800,000	400,000
22	4,920,000	410,000
23	5,040,000	420,000
24	5,160,000	430,000
25	5,280,000	440,000
26	5,400,000	450,000
27	5,520,000	460,000
28	5,640,000	470,000
29	5,760,000	480,000
30	5,880,000	490,000
31	6,000,000	500,000
32	6,120,000	510,000
33	6,240,000	520,000
34	6,360,000	530,000
35	6,480,000	540,000
36	6,600,000	550,000
37	6,720,000	560,000
38	6,840,000	570,000
39	6,960,000	580,000
40	7,080,000	590,000
41	7,200,000	600,000

42	7, 320, 000	610, 000
43	7, 440, 000	620, 000
44	7, 560, 000	630, 000
45	7, 680, 000	640, 000
46	7, 800, 000	650, 000
47	7, 920, 000	660, 000
48	8, 040, 000	670, 000
49	8, 160, 000	680, 000
50	8, 280, 000	690, 000
51	8, 400, 000	700, 000
52	8, 520, 000	710, 000
53	8, 640, 000	720, 000
54	8, 760, 000	730, 000
55	8, 880, 000	740, 000
56	9, 000, 000	750, 000
57	9, 120, 000	760, 000
58	9, 240, 000	770, 000
59	9, 360, 000	780, 000
60	9, 480, 000	790, 000
61	9, 600, 000	800, 000
62	9, 720, 000	810, 000
63	9, 840, 000	820, 000
64	9, 960, 000	830, 000
65	10, 080, 000	840, 000
66	10, 200, 000	850, 000
67	10, 320, 000	860, 000
68	10, 440, 000	870, 000
69	10, 560, 000	880, 000
70	10, 680, 000	890, 000
71	10, 800, 000	900, 000
72	10, 920, 000	910, 000
73	11, 040, 000	920, 000
74	11, 160, 000	930, 000
75	11, 280, 000	940, 000
76	11, 400, 000	950, 000
77	11, 520, 000	960, 000
78	11, 640, 000	970, 000
79	11, 760, 000	980, 000
80	11, 880, 000	990, 000
81	12, 000, 000	1, 000, 000
82	12, 120, 000	1, 010, 000
83	12, 240, 000	1, 020, 000
84	12, 360, 000	1, 030, 000
85	12, 480, 000	1, 040, 000
86	12, 600, 000	1, 050, 000

87	12,720,000	1,060,000
88	12,840,000	1,070,000
89	12,960,000	1,080,000
90	13,080,000	1,090,000
91	13,200,000	1,100,000
92	13,320,000	1,110,000
93	13,440,000	1,120,000
94	13,560,000	1,130,000
95	13,680,000	1,140,000
96	13,800,000	1,150,000
97	13,920,000	1,160,000
98	14,040,000	1,170,000
99	14,160,000	1,180,000
100	14,280,000	1,190,000
101	14,400,000	1,200,000
102	14,520,000	1,210,000
103	14,640,000	1,220,000
104	14,760,000	1,230,000
105	14,880,000	1,240,000
106	15,000,000	1,250,000
107	15,120,000	1,260,000
108	15,240,000	1,270,000
109	15,360,000	1,280,000
110	15,480,000	1,290,000
111	15,600,000	1,300,000
112	15,720,000	1,310,000
113	15,840,000	1,320,000
114	15,960,000	1,330,000
115	16,080,000	1,340,000
116	16,200,000	1,350,000
117	16,320,000	1,360,000
118	16,440,000	1,370,000
119	16,560,000	1,380,000
120	16,680,000	1,390,000
121	16,800,000	1,400,000

単位：円